

## 函館市エイズ対策推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 函館市における後天性免疫不全症候群(以下「エイズ」という。)の感染予防およびまん延防止について、関係機関・団体と連携を図りながら総合的に推進するため函館市エイズ対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議会の任務)

第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) エイズに関する正しい知識の普及啓発に関すること。
- (2) エイズの相談、指導および検査体制に関すること。
- (3) エイズの医療に関すること。
- (4) その他のエイズ対策の推進に必要な事項。

### (構成)

第3条 協議会は委員7名以内をもって構成する。

2 委員は次に掲げる者で構成し、市長が指定する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 教育関係者
- (4) 関係諸団体を代表する者

### (任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任は妨げない。

### (会長および副会長)

第5条 協議会に会長および副会長1名を置き、委員の互選により選出

する。

- 2 会長は協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会に諮って、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、市立函館保健所保健予防課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。